

1. 申請できる者・申請者に関する事項

Q1	申請者（代表事業者）は誰になりますか。	
A1		本補助事業により、財産を取得する者が申請者（代表事業者）となります。
Q2	中小企業等とは、具体的な判断基準はどのようになりますか。	
A2		中小企業支援法(昭和 38 年法律 147 号)第 2 条第 1 項に定める中小企業者に該当することが条件となります。
Q3	どのような法人・団体であれば申請できますか。	
A3		交付規程の『補助金の交付を申請できる者』の PCB 事業を参照してください。
Q4	個人事業主または個人は応募できますか。	
A4		申請できます。
Q5	地方公共団体や地方公営企業は、応募できますか。	
A5		中小企業規模相当（常時使用する職員数が 100 人以下）であれば申請できます。
Q6	医療法人や社会福祉法人は、応募できますか。	
A6		中小企業規模相当（常時使用する従業員数が 100 人以下）であれば申請できます
Q7	マンションの管理組合、商店街の組合は応募できますか。	
A7		申請できます。ただし、補助事業により、財産を取得する者が申請者（代表事業者）となりますので、財産の取得者を代表申請者としてください。共同所有の場合、共同所有者の長を代表申請者とし、他の共同所有者の同意書を提出いただけます。
Q8	（マンションの管理会社などの）補助金の代理申請は可能ですか。	
A8		代表事業者から委任を受けた第三者による代理の事務手続きは可能です。この場合、委任状を添付してください。
Q9	宗教法人は、応募できますか。	
A9		申請できます。ただし、環境大臣の承認が必要ですので、通常より審査日数を要します。
Q10	同一企業が複数の事業所を持っている場合、まとめて申請することができますか。	
A10		事業所単位で申請してください。ただし、同じ管理下にある隣接・近隣区画にある施設であれば、複数施設をまとめて申請してください。